

○北本市環境基本条例

平成10年6月26日
条例第24号

目次

前文

第1章 総則(第1条—第9条)

第2章 環境の保全及び創造に関する基本的施策等

第1節 施策の策定等に当たっての環境への配慮の優先(第10条)

第2節 環境基本計画等(第11条・第12条)

第3節 市が講ずる環境の保全及び創造のための施策等(第13条—第28条)

第4節 環境の保全及び創造に関する施策の総合調整(第29条—第31条)

第5節 地球環境の保全及び国際協力(第32条)

第3章 国、県及び他の地方公共団体との協力等(第33条・第34条)

附則

私たちは、豊かな自然の恵みのもとに、その生命をはぐくみ、活力ある今日の社会を築いてきた。

しかしながら、生活の便利さや物質的な豊かさを求めて様々な資源やエネルギーを大量に消費してきた社会経済活動は、自然の再生能力や浄化能力を超える規模となっており、その結果、人間をはじめとするすべての生物の生存基盤である限りある環境を、地球的規模で脅かすに至っている。

私たちが生活する北本市でも、かつては武蔵野の雑木林や荒川の清流など豊かな自然に恵まれていたが、都市化の進展等により、農地、雑木林、谷津など多くの自然環境が失われつつあり、都市・生活型公害が拡大するとともに、廃棄物などによる環境問題も深刻な状況になりつつある。また、そうした豊かな自然の中で形成された歴史的な景観も、いまでは少なくなってきており、こうした傾向は、今後、更に加速されることが予想される。

もとより、私たちは、健康で文化的な生活を営む上で必要とされる良好な環境を等しく享受する権利を有するとともに、将来の世代に継承すべき責務を有している。

私たちを取り巻く環境は、すべての生命をはぐくむ母体であり、太陽光、大気、水、土壤及び様々な野生生物との微妙な均衡と循環のもとに成り立っている。私たちは、この自然生態系の重要性を深く認識し、残されている健全で恵み豊かな自然環境を維持しつつ、環境への負荷の少ない持続的に発展することができる調和のとれた循環型社会の構築を目指していかなければならない。

私たちは、すべてのものがそれぞれの責務を深く自覚し、共に力を合わせて環境の保全及び創造を推進し、自然の息吹あふれる緑にかこまれた北本市をつくるため、ここに、この条例を制定する。

第1章 総則

(目的)

第1条 この条例は、環境の保全及び創造に関し、基本理念を定め、並びに市、市民、事業者及び民間団体(市民、事業者又はこれらの者の組織する民間の団体をいう。以下同じ。)の責務を明らかにするとともに、環境の保全及び創造に関する施策の基本となる事項を定めることにより、環境の保全及び創造に関する施策を総合的かつ計画的に推進し、もって現在及び将来の市民の健康で文化的な生活の確保に寄与することを目的とする。

(定義)

第2条 この条例において「環境への負荷」とは、人の活動により環境に加えられる影響であって、環境の保全上の支障の原因となるおそれのあるものをいう。

2 この条例において「公害」とは、環境の保全上の支障のうち、事業活動その他の人の活動に伴って生ずる相当範囲にわたる大気の汚染、水質の汚濁(水質以外の水の状態又は水底の底質が悪化することを含む。)、土壤の汚染、騒音、振動、地盤の沈下(鉱物の掘採のための土地の掘削によるものを除く。)及び悪臭によって、人の健康又は生活環境(人の生活に密接な関係のある財産並びに人の生活に密接な関係のある動植物及びその生育環境を含む。)に係る被害が生ずることをいう。

(基本理念)

第3条 環境の保全及び創造は、現在及び将来の市民が潤いと安らぎのある恵み豊かな環境の恵沢を享受する権利の実現を図るとともに、人類の存続基盤である限りある環境が将来の世代に継承されることを目的として、積極的に推進されなければならない。

2 環境の保全及び創造は、すべてのものが公平な役割分担のもとに、環境への負荷を低減することその他の環境の保全及び創造に関する行動を主体的かつ積極的に行うことによって、自然の再生能力や浄化能力を超えることなく持続的に発展することができる社会が構築されるように推進されなければならない。

3 環境の保全及び創造は、近隣の地方公共団体の環境及び地球全体の環境と深くかかわっていることにかんがみ、広域的な環境問題を解決するための取組として、積極的に推進されなければならない。

(市の責務)

第4条 市は、前条に定める環境の保全及び創造についての基本理念(以下「基本理念」という。)にのっとり、環境の保全及び創造に関する基本的かつ総合的な施策を策定し、及び実施する責務を有する。

(市民の責務)

第5条 市民は、基本理念にのっとり、環境の保全上の支障を防止するため、ごみ

の排出の抑制その他の日常生活に伴う環境への負荷の低減に、積極的に努めなければならない。

- 2 前項に定めるもののほか、市民は、基本理念にのっとり、環境の保全及び創造に主体的に取り組むよう努めるとともに、市が実施する環境の保全及び創造に関する施策に積極的に参画し、及び協力する責務を有する。

(事業者の責務)

第6条 事業者は、基本理念にのっとり、その事業活動を行うに当たっては、これに伴って生ずるばい煙、汚水、廃棄物等の処理その他の公害を防止し、又は自然環境を適正に保全するために必要な措置を講ずる責務を有する。

- 2 事業者は、基本理念にのっとり、物の製造、加工又は販売その他の事業活動を行うに当たっては、環境の保全上の支障を防止するため、次に掲げる事項に努めなければならない。

- (1) 事業活動に係る製品その他の物が廃棄物となった場合にその適正な処理が図られることとなるように必要な措置を講ずること。
- (2) 事業活動に係る製品その他の物が使用され、又は廃棄されることによる環境への負荷の低減に資すること。
- (3) 再生資源その他の環境への負荷の低減に資する原材料、役務等を利用すること。

- 3 前2項に定めるもののほか、事業者は、基本理念にのっとり、その事業活動に関し、これに伴う環境への負荷の低減その他の環境の保全及び創造に主体的に取り組むよう努めるとともに、市が実施する環境の保全及び創造に関する施策に協力する責務を有する。

(民間団体の責務)

第7条 民間団体は、基本理念にのっとり、環境の保全上の支障を防止するため、その活動に伴う環境への負荷の低減に、積極的に努めなければならない。

- 2 前項に定めるもののほか、民間団体は、基本理念にのっとり、環境の保全及び創造に主体的に取り組むよう努めるとともに、市が実施する環境の保全及び創造に関する施策に積極的に参画し、及び協力する責務を有する。

(年次報告)

第8条 市長は、環境の状況並びに環境の保全及び創造に関して講じた施策に関する報告書(以下「年次報告書」という。)を作成し、毎年、これを公表するものとする。

- 2 市民は、年次報告書について規則で定める日までに、市長に意見書を提出することができる。

(審議会の意見)

第9条 市長は、年次報告書について、速やかに北本市環境審議会(以下「審議会」

という。)の意見を聞くものとする。

- 2 市長は、前項の規定により審議会の意見を聞くときは、前条第2項の市民の意見書を審議会に提出するものとする。
- 3 市長は、年次報告書について審議会から意見を受けたときは、その趣旨を尊重するものとする。

第2章 環境の保全及び創造に関する基本的施策等

第1節 施策の策定等に当たっての環境への配慮の優先

第10条 市は、すべての施策の策定及び実施に当たっては、環境への配慮を優先し、環境への負荷の低減その他の環境の保全及び創造のために必要な措置を講ずるよう努めるものとする。

第2節 環境基本計画等

(環境基本計画の策定)

第11条 市長は、環境の保全及び創造に関する施策を総合的かつ計画的に推進するため、北本市環境基本計画(以下「環境基本計画」という。)を策定するものとする。

- 2 環境基本計画は、次に掲げる事項について定めるものとする。
 - (1) 環境の保全及び創造に関する長期的な目標及び総合的な施策の大綱
 - (2) その他環境の保全及び創造に関する施策を総合的かつ計画的に推進するため必要な事項
- 3 市長は、環境基本計画を策定するに当たっては、市民の意見を聞くとともに、審議会の意見を聽かなければならない。
- 4 市長は、環境基本計画を策定したときは、速やかにこれを公表しなければならない。
- 5 前2項の規定は、環境基本計画の変更について準用する。

(行動指針の策定等)

第12条 市は、環境基本計画に基づき、市、市民、事業者及び民間団体がそれぞれの役割に応じて環境の保全及び創造に資するよう行動するための具体的な指針を定め、その普及・啓発に努めるものとする。

第3節 市が講ずる環境の保全及び創造のための施策等

(環境基本計画との整合)

第13条 市は、すべての施策の策定及び実施に当たっては、環境基本計画との整合を図らなければならない。

(環境影響評価の推進)

第14条 市は、土地の形状の変更、工作物の新設その他これらに類する事業を行

う事業者が、その事業の実施前に環境影響評価を行い、その結果に基づき、その事業に係る環境の保全について適正に配慮することを推進するため、必要な措置を講ずるよう努めるものとする。

(環境の保全上の支障を防止するための規制措置)

第15条 市は、公害の原因となる行為及び湿地など自然環境の適正な保全その他の環境の保全に支障を及ぼすおそれがある行為に関し、必要な規制措置を講ずるものとする。

2 前項に定めるもののほか、市は、環境の保全上の支障を防止するため、必要な規制措置を講ずるものとする。

(歴史的景観を保全するための措置)

第16条 市は、歴史的景観を保全するため、必要な措置を講ずるものとする。

(都市景観を保全するための措置)

第17条 市は、良好な都市景観を保全し、又は形成するため、必要な措置を講ずるものとする。

(助成措置)

第18条 市は、市民、事業者又は民間団体が環境への負荷の低減のための施設の整備その他の環境の保全及び創造のための適切な措置をとることを援助するため、必要かつ適正な助成措置を講ずるよう努めるものとする。

(財政措置)

第19条 市は、環境の保全及び創造に関する施策を推進するため、必要な財政措置を講ずるよう努めるものとする。

(環境の保全及び創造に資する事業等の推進)

第20条 市は、廃棄物の処理施設その他の環境の保全上の支障の防止に資する施設の整備を推進するため、必要な措置を講ずるものとする。

2 市は、農地、雑木林、谷津又は屋敷林の維持保全及び野生生物の生息に配慮した化学肥料、農薬等の使用を低減した環境保全型農業の推進に努めるとともに、多様な野生生物の生息空間の確保、適正な水循環の形成その他の環境の保全及び創造に資する事業を推進するため、必要な措置を講ずるものとする。

3 前項に定めるもののほか、市は、公園、緑地等の整備その他の自然環境の適正な整備及び健全な利用のための事業を推進するため、必要な措置を講ずるものとする。

(環境への負荷の低減に資する製品等の利用の促進)

第21条 市は、再生資源その他の環境への負荷の低減に資する原材料、製品、役

務、エネルギー等の利用が促進されるように、必要な措置を講ずるものとする。

(環境教育及び環境学習の振興等)

第22条 市は、関係機関と協力して、環境の保全及び創造に関する教育及び学習の振興並びに広報活動の充実により、市民、事業者及び民間団体が環境の保全及び創造についての理解を深めるとともに、これらのものの環境の保全及び創造に関する活動を行う意欲が増進されるように、必要な措置を講ずるものとする。

(市民等の環境保全活動の促進)

第23条 市は、市民、事業者又は民間団体が自発的に取り組む農地、雑木林、谷津又は屋敷林を維持保全する活動その他の環境の保全及び創造に関する活動が促進されるように、必要な措置を講ずるものとする。

(情報の提供)

第24条 市は、第22条の教育及び学習の振興並びに前条の市民等の活動の促進を図るため、個人及び法人の権利利益の保護に配慮しつつ、環境の状況その他の環境の保全及び創造に関する必要な情報を提供するよう努めるものとする。

(市民等の意見の反映)

第25条 市は、環境の保全及び創造に関する施策について、市民及び民間団体の意見が反映することができるよう、必要な措置を講ずるものとする。

(調査の実施)

第26条 市は、環境の状況の把握その他の環境の保全及び創造について、必要な調査を実施するものとする。

(監視等の体制の整備)

第27条 市は、環境の状況を把握し、並びに環境の保全及び創造に関する施策を適正に実施するために必要な監視、巡視及び測定の体制を整備するものとする。

(環境監査の普及等)

第28条 市は、事業活動が環境に与える影響について事業者が自主的に行う監査の普及に努めるものとする。

2 市は、環境への負荷を生じさせる活動又は生じさせる原因となる活動を行う者について、自らの責任で環境の保全上の支障の防止に努めるように誘導する施策の促進に努めるものとする。

第4節 環境の保全及び創造に関する施策の総合調整
(総合調整)

第29条 市は、環境の保全及び創造に関する施策の組織的かつ実効的な推進を図るため、次に掲げる事項について必要な総合調整を行う。

- (1) 環境基本計画の策定及び変更に関すること。
- (2) 環境の保全及び創造に関する施策に関すること。

(環境調整会議)

第30条 前条に規定する総合調整を行うため、北本市環境調整会議(以下「調整会議」という。)を置く。

2 調整会議について必要な事項は、規則で定める。

(環境への配慮等の調査)

第31条 市は、主要な施策又は方針の立案に際しては、調整会議において、環境への配慮が優先的になされているか、環境保全の観点から望ましい選択であるか等について、必要な調査を行うものとする。

第5節 地球環境の保全及び国際協力

第32条 市は、地球環境の保全について、国際的な認識及び協力のもとに、国、県及び他の地方公共団体と連携し、地球の温暖化の防止、オゾン層の保護その他の地球環境の保全に資する施策を推進するものとする。

第3章 国、県及び他の地方公共団体との協力等

(国、県及び他の地方公共団体との協力)

第33条 市は、広域的な取組が必要とされる環境の保全及び創造に関する施策の策定及び実施に当たっては、国、県及び他の地方公共団体と協力して推進するものとする。

(市民等との協働)

第34条 市は、環境の保全及び創造に関する施策について、市民、事業者及び民間団体が協働して推進するため、必要な措置を講ずるものとする。

附 則

この条例は、平成10年10月1日から施行する。

○北本市環境審議会条例

平成 9 年 3 月 27 日

条例第 11 号

改正 平成 12 年 3 月 29 日条例第 35 号

平成 16 年 3 月 31 日条例第 10 号

平成 20 年 3 月 17 日条例第 1 号

平成 24 年 3 月 26 日条例第 1 号

注 平成 20 年 3 月から改正経過を注記した。

(設置)

第 1 条 環境基本法（平成 5 年法律第 91 号）第 44 条の規定に基づき、北本市環境審議会（以下「審議会」という。）を設置する。

(所掌事務)

第 2 条 審議会は、市長の諮問に応じ、環境の保全に関する事項について調査及び審議する。

(組織)

第 3 条 審議会は、委員 22 人以内をもって組織する。

2 委員は、次に掲げる者について市長が委嘱又は任命する。

(1) 知識経験者 7 人以内

(2) 関係団体の代表者 10 人以内

(3) 行政機関の職員 5 人以内

(任期)

第 4 条 委員の任期は、3 年とし、再任されることを妨げない。ただし、委員が欠けた場合における補欠委員の任期は、前任者の残任期間とする。

(会長及び副会長)

第 5 条 審議会に会長及び副会長を置き、委員の互選により定める。

2 会長は、会務を総理する。

3 副会長は、会長を補佐し、会長に事故あるときは、その職務を代理する。

(会議)

第 6 条 審議会の会議（以下「会議」という。）は、会長が招集し、会議の議長となる。

2 会議は、委員の過半数が出席しなければ開くことができない。

3 会議の議事は、出席委員の過半数で決し、可否同数のときは、議長の決するところによる。

4 審議会は、必要があると認めるときは、関係者の出席を求め、意見を聴くことができる。

(庶務)

第 7 条 審議会の庶務は、市民経済部くらし安全課において処理する。

(平 20 条例 1 ・ 平 24 条例 1 ・ 一部改正)

(委任)

第 8 条 この条例に定めるもののほか、審議会に関し必要な事項は、市長が別に

定める。

附 則

この条例は、平成 9 年 4 月 1 日から施行する。

附 則（平成 12 年条例第 35 号）

この条例は、平成 12 年 4 月 1 日から施行する。

附 則（平成 16 年条例第 10 号）

この条例は、平成 16 年 4 月 1 日から施行する。

附 則（平成 20 年条例第 1 号）

この条例は、平成 20 年 4 月 1 日から施行する。

附 則（平成 24 年条例第 1 号）

この条例は、平成 24 年 4 月 1 日から施行する。

=環境基本法抜粋=

（市町村の環境の保全に関する審議会その他の合議制の機関）

第四十四条 市町村は、その市町村の区域における環境の保全について、基本的事項を調査審議させる等のため、その市町村の条例で定めるところにより、環境の保全に関し学識経験のある者を含む者で構成される審議会その他の合議制の機関を置くことができる。